

様式第 6 号(第 2 条関係)

委員会等の会議録

1	会議名	令和 8 年度第 1 回愛南町行政改革推進委員会	
2	議題	(1) 行政改革推進委員会の進め方について (2) 前年度提案の実施状況について (3) 今年度の行政改革・改善職員提案の内容について (4) 今年度の行政改革推進委員会提案の内容について (5) その他	
3	開催日時	令和 8 年 7 月 29 日(水) 14 時 00 分から 16 時 30 分まで	
4	開催場所	愛南町役場本庁 3 階 議員協議室	
5	傍聴者数	0 人	
出席者			
6	委員氏名	増田 和恵(委員長)、稲田 博(副委員長)、内田 留美、 徳川 義孝、高川 文江、狩野 瑞穂	
7	担当所属	所属名	総務課
		担当職員 (職・氏名)	課長補佐 本多 大輔 主査 上田 康太郎
8	その他の 出席職員	所属名	
		出席職員 (職・氏名)	
議事内容(次ページから)			

発言者	発言内容
増田委員長	(開会挨拶) 次に、次第の3の「事務局紹介」ですが、今年度から事務局の担当者が変更になりましたので、自己紹介をよろしく願います。
(事務局)本多課長補佐	(自己紹介)
増田委員長	それでは議事に入ります。 「(1) 行政改革推進委員会の進め方について」、事務局から説明をお願いします。
(事務局)本多課長補佐	それでは、事前にお配りした資料の2ページを御覧ください。そちらに概要を載せています。3の委員会の業務ですが、委員会の業務は、職員提案、委員提案として提出された提案の内容について協議を行います。 令和6年度の提案により、本委員会は提案にある手段を採択する場ではなく、解決すべき事項の優先順位や関連づけを行うものとしています。 スケジュールは、本日の第1回委員会では、職員提案委員提案についての有効性、改善点などの御意見を頂きます。 第2回委員会では、提案内容を実施する上での課題等の意見を提案内容の担当課から提出していただき、これを参考に協議、検討を行います。 第3回委員会では、実施すべきとする提案を基に提言書案を作成しますので、その内容について確認し、委員会として提言するか否かを最終決定します。 委員会は全3回を予定していますが、その後、町長に提言書を提出し、理事者と管理職で構成する本部会議において、次年度の実施方針や予算化について協議が行われるという流れになります。 なお報酬人報酬及び費用弁償につきましては、昨年度から変更はありません。説明は以上です。
増田委員長	ただ今の説明に質問等ありませんか。
全委員	(質問なし)

発言者	発言内容
増田委員長 (事務局)本多課長補佐	それでは、次に「(2) 前年度の提案の実施状況について」、事務局から説明をお願いします。 それでは、資料の3ページを御覧ください。そちらに令和7年度の職員提案の一覧と、同じく令和7年度の委員提案の一覧を載せています。 まず、職員提案のうち、提言審査対象外の説明は省かせていただきまして、4番と6番の提案内容の実施状況について説明させていただきます。 4番の「開庁時間の短縮について」ですが、内部での検討中という状況です。こちらは、職員からの提案の中で、開庁時間の短縮を実施し、朝礼を含めた業務を勤務時間内に行えるように提案された内容でした。これについて、役場としましては、開庁時間の短縮を実施するには住民への十分な周知、理解が必要になるため、直ちには行えないという理由で、現状においても8時30分から17時15分までが勤務時間であり、開庁時間であるということに変わりありません。 全国的にも開庁時間の短縮は行われています。将来的には、愛南町でも実施される可能性はあるのですが、現在は引き続き検討中ということで、直ちに行うという状況にはありません。 続いて、6番目の「ふるさと納税を活用した高等教育に対する助成事業」についてですが、こちらについては既に実施済みです。昨年度の12月と1月に、政策推進室が担当する戻りがつお奨励金と戻りがつお支援金という大学生等に対する補助を始めました。奨学金の返済や教育ローンの返済などに充てられる奨励金と、将来的に町に帰ってきていただける方に対する支援金という2パターンを用意して実施しています。 続きまして、委員提案に移ります。 こちら「提言しない」としたものの説明は省かせていただきまして、「提言する」とした6番の「休耕地、休耕地を増やさない取組」についての説明をさせていただきます。 この提案は、農業従事者の高齢化や死亡により休耕地や休耕地が増えている、農家が集まり生産組織を立ち上げ、専門のオペレーターを雇ったり、高額の農機具を共同購入することで、個々の負担を減らせば新たな農業従事者も増えるのではないかという内容で、改善策を提言していただきました。

発言者	発言内容
	これに対しまして、現状は「一部実施済み」ということです。担当課からは、「生産組織の立ち上げや農作業の共同化による地域営農体制の構築は有効であり、町としてもこの方針を重視しています。解決すべき課題も多く存在することから、行政による継続的な支援と調整を今後も行っていく予定です。小規模な農業モデルの導入や、農地中間管理機構との連携による農地集積・集約化、農村型地域運営組織の形成による共同作業体制づくり、若手・移住者への就農支援、高収益作物への転換支援やスマート農業技術の導入促進など、多様な手法を組合せながら、持続可能な地域農業の体制づくりを検討します」ということでした。このうち、スマート農業導入支援や高収益作物への支援などは既に取り組んでいるということで、回答としては「一部実施済み」となっています。それ以外については、現在も検討中ということです。説明は以上です。
増田委員長	ただ今の説明について、質問等ありませんか。
全委員	(質問なし)
増田委員長	続きまして「(3) 今年度の行政改革・改善職員提案の内容について」ですが、提案が11件ありますので、一つずつ協議します。最初に、提案番号1について事務局から説明してください。
(事務局)本多課長補佐	資料の5ページを御覧ください。皆様にはあらかじめ資料に目を通して来ていただけたことと思いますので、説明は端的にさせていただきます。 (提案1「テレプレゼンスシステム「窓」の導入による窓口業務の検討」について説明) 【現状】 ・現方式では、支所ごとで繁閑差による非効率を感じる。 ・窓口対応力の限界がある。 ・人口減少に伴い、将来的に今と同じ窓口体制を維持すること自体が困難となる。 【改善すべき内容等】 ・プレゼンスシステム「窓」のようなシステムを活用することで、本庁の職員が支所に来庁している住民の受付や相談に対応

発言者	発言内容
	する仕組みの導入が可能となる。 【改善による効果】 ・支所に来庁しても本庁と同等の専門対応が受けられる。 ・予約制の導入による待ち時間の減少が見込まれる。 ・窓口サービスの縮小ではなく、限られた資源の中でサービス水準を維持向上させるためのものである。 【提案する改善策等】 ・「窓」の運用をする前提で業務配置の見直しが必要になる。 ・ホームページや窓口から予約できる制度を導入する。 ・保健師との面談などの他業務も実施できる。 (インターネット上にある「窓」について、タブレットにより照会) 私自身も数年前にこの「窓」のプレゼンテーションを受けたことがありますして導入には1台200万円を超えるぐらいの価格が必要だったと記憶しています。簡単には導入できない金額ですけれど、例えばこれを置くことで支所の人員を削減できるとか、何かしらの費用対効果がないと導入は難しいと感じています。
狩野委員	それはどこが開発しているのですか。
(事務局)本多課長補佐	今、タブレットで御紹介したものは「MUSUVI」という会社のホームページですが、「窓」を提供できる会社は複数あるようです。
増田委員長	ただ今の説明について、質問等ありませんか。
狩野委員	これは例えば、支所の職員が答えられないことを、本庁の職員につないで代わりに説明してもらうということですか。
(事務局)本多課長補佐	支所の窓口で行う手続の多くは本庁に主管課がある業務でして、それらの手続を支所で受けているという形になりますが、担当者でなければ専門的な内容には答えられないことがあります。そういったときには、支所から電話で本庁の担当者に連絡して聞き取ったものを支所が窓口で対応していたり、必要があれば本庁に回ってくださいというような運用を図っているところですので、もし「窓」ができれば、常時本庁の担当者となつな

発言者	発言内容
増田委員長 (事務局)本多課長補佐	ほかに御意見がなければ、次の提案番号2について事務局から説明してください。 (提案2「人口減少と財政状況を踏まえた公民館の在り方の検討」について説明) 【現状】 ・令和8年度当初予算要求において、前年度の一般財源から一律5%削減する方針が示されたが、施設管理費の削減が公民館では難しく、講座や地域事業などの事業費を削減して対応するケースが多くなっている。 ・事業削減が続くと地域活動の低下につながるおそれがあり、限られた財源で役割をどのように維持していくか見直しを検討する時期に来ていると思う。 【改善すべき内容等】 ・事業削減が続くと、各種学習機関や交流機会の減少につながり、地域活力の低下が懸念される。 ・運営方法を含めた公民館の在り方を検討する必要がある。 【改善による効果】 ・公民館の配置や運営方法を検討することで、限られた財源の中でも地域サービスを維持しながら効率的な施設運営を図ることができる。 ・公民館が学習や交流の拠点としての役割を維持しつつ、地域主体の活動の促進にもつながる。 ・将来的な公共施設の適正配置や持続可能な施設運営にもつながる。 【提案する改善策等】 ・公民館の在り方の検討／教育委員会職員や公民館職員で庁内検討を行う。現状分析や課題整理を行い、段階的に検討を進める。 ・公民館配置の見直し／町内人口約1万8,000人に対して20館の公民館が設置されている現状について、現状の配置が適切かを検討する。 ・分館化による運営方法の見直し／利用状況に応じて公民館を分館化し、地域住民、分館主事等による事業運営を主体とする体制を検討する。職員は施設管理や支援業務を中心に複数施設を管理することで効率的な運営を図る。 ・集会所への移行の検討／公民館を集会所へ移行することも検

発言者	発言内容
	討すべきである。 ・地域との協議／町の財政状況や人口減少の現状を住民に情報共有し、地域の理解を得ながら段階的に進めるべきである。 適正な公民館の在り方については、令和5年度に実施した組織・機構改革検討会議において公民館の再編とコミュニティーセンター化することが議題として上がり、「住民ニーズを把握した上で教育委員会において再編を検討する」といった答申が出されています。
増田委員長	この提案については住民にも影響がある案件ですが、ただ今の説明について質問等はありませんか。
(事務局)本多課長補佐	最初は予算削減のことを述べていますが、結論としては公民館の適正配置のことだと思います。先ほど20館と言いましたが、これはあくまで正規の公民館が20館で、分館が16館ありますので、全部で36館となります。ただ、その分館には常に人がいるわけではなく、地域の住民の方が分館主事になって運営してくれている所もあります。
増田委員長	分館でも施設のいろいろな経費がかかるということですね。
(事務局)本多課長補佐	そうです。分館自体がコミュニティーセンターや集会所と一緒にしている所はありますが、維持管理費は町が負担しています。
狩野委員	一本松地区では、例えばお正月向けの生け花教室とか習字クラブがあったり、絵手紙クラブがあったりと、活動はすごく活発で、そこにいらっしゃる職員の方もうまく動いてくださって、地域の人たちを集めていろいろな活動をさせていただいているので、そういうところしか見えていなかったものですから、分館とか活動の縮小とかに実感がありませんでした。ただ、先ほどの提案と同じで、人口がどんどん減っていけば分館とか、今正常に機能している公民館もやがては縮小していかないといけないということも分かりますので、そのときの基準が必要だと思います。地域住民がしっかりと納得するような、うちの分館はなぜ集会所になるのかとか、うちの公民館はなぜ廃止になる

発言者	発言内容
(事務局)本多課長補佐	のかという基準をきちんと出していただく必要があるかなと思います。 基準の話が出ましたが、実は公民館の設置についての明確な基準は町にはないということです。感覚的には校区に1館あるというようなイメージを私は持っていたのですが、必ずしもそれが基準ではなくて、文科省が示している基準によりますと「人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、自治体で決める」ということになっています。そういった条件をまとめると大体学校区と重なっているということで、現在の配置になっているのだと思います。ただ、今は学校の統廃合が進んで校区が広がっていますが、公民館はかつての校区のままの区域に残っています。校区が基準ではありませんので、それがいけないわけではありません。しかし、狩野委員がおっしゃったように、人口減少に伴い職員数もどんどん減っていった、合併当初は1館に一人主事がいる状況でしたが、今は複数館兼務が多くなりました。単独の館を任されている主事は城辺公民館や平城公民館など大きな所だけで、兼務の形にならざるを得ないようになってきていますので、それで館の活動が十分できないのであれば、再編も考えるべきであるというような内容の提案だと思います。
高川委員	質問ですが、例えば内海だと内海公民館1館で、家串とかは集会場みたいになっているのですか。
(事務局)本多課長補佐	家串は公民館のままです。ただ、公民館主事が常駐していないだけで、通常は主事が内海公民館で勤務していて、事業があるときや決まった曜日に家串に出向くという形をとっていると思います。公民館で住民票や印鑑証明が発行できますので、そういう窓口業務もある関係で事業がない限り全く行かないということはないようですが、合併初期のように毎日必ず主事がいるということはありません。
高川委員	高齢者になって車に乗って出かけられなくても皆で集まりたいと思ったときに、分館でも必要だろうと思いますが、経費を考えると大変ですよ。冷蔵庫なども使っていないとずっと電源を入れていないといけませんので、様々な経費を考えると

発言者	発言内容
狩野委員	大変だろうなと思います。 高齢者になると公民館まで出向くことが大変ですが、廃館になると最寄りの公民館が遠くなってしまって更に行けなくなります。
内田委員	私が住んでいる地域は人口の少なかった所ですが、公民館では料理教室や卓球スポーツをしたり、いろいろしています。そして、話合いの場所ですよね。皆で話し合ったり、そういう関係を保つためにもあった方がいいですよね。
増田委員長	学校がなくなるときも地域が寂れるとすごく思われたのですが、公民館も一緒です。なくなると寂しくなります。 ほかに御意見がなければ、次の提案番号3について説明してください。
(事務局)本多課長補佐	(提案3「業務を集約して支援する拠点の設置による障がい者雇用の体制強化と地域就労の循環促進」について説明) 【現状】 ・職員が本来業務の傍らで手探りで指導、見守りをしているため、障がいの特性に合わせた配慮や、長期的な支援にまで至っていない。 ・指導職員、障がい者双方に多大な負担が生じている。 ・町内の事業所における障がい者の就労も進んでいない。 ・人材を次の就労場所へ送り出す仕組みがないため、雇用額が固定され、今後地域全体の障がい者雇用が停滞する懸念がある。 【改善すべき内容等】 ・職員の本来業務の圧迫を解消する必要がある。 ・不適切な言動からの虐待やパワハラが発生リスクを解消する必要がある。 ・新たな雇用機会を創出する必要がある。 ・分散配置するのではなく一元管理し、専任指導員を配置して請け負う体制へと転換する。 【改善による効果】 ・本来業務に集中できる。 ・虐待、パワハラ等の法的リスクを回避できる。 ・専門部署で育成し、数年で地域の就労に送り出す循環型とす

発言者	発言内容
	ることで、雇用率を安定的に維持できる。 ・専任指導員が個々の特性を見極めた上で、町内事業所等につながることで、これまで不足していた町内でのマッチングを行うことができる。 ・町内の障がい者にとってのキャリアアップの目標となり、障がい者の自立と町内事業者の労働力確保が実現する。 【提案する改善策等】 ・障がい者の就労支援の経験者を専任指導員(会計年度任用職員)として採用する。 ・指導員が本人の特性に合わせ指導管理を実施する。
増田委員長	この提案について、専任指導員の採用は役場内部で検討する案件ですが、ただ今の説明について質問等はありませんか。
狩野委員	必要だと思います。指導ができる方を採用して、どちらにとってプラスになるようにしたいと思います。
稲田副委員長	今は各課に振り分けて、どのような仕事をされているのですか。
(事務局)本多課長補佐	一見して障がい者雇用だと分からない方もいらっしゃいますので、それぞれの方がどのような仕事をしているのか分かりません。障がいの情報は職員に共有されないで、誰が障がい者雇用で、どのような仕事をされているのか、具体的には私も存じ上げません。
高川委員	その辺の配慮は、する必要があるのかなと思います。情報の共有はすごく大事で、どういう障がいなのかを専門的に勉強している専任指導員がついて、人材を有効活用していく時代だと思います。 私は教員でしたけれど、全てが分かっているわけではなくて、専門的に勉強した人が「こういうふうにしましょう」と支援するだけで完璧に仕事をこなされるという例も聞きますので、専任の指導者を雇って、しっかりと人材活用していくことも大事だと思います。
狩野委員	どうして支援の必要な方の情報は共有できないのでしょうか

発言者	発言内容
(事務局)本多課長補佐	か。共に働く職場にいる方々もある程度分かっていないと、お互いに助け合いはできないです。 配属された所属の所属長は確実に情報を共有されていると思いますが、その所属の全職員が共有しているかという、されていないのではないかと思います。その方に関わって指導したり教育したりする役割になった職員は所属長から情報共有がされていると思いますが、かつて総務課にも障がい者雇用の方がいましたが、私は詳細な障がいの情報は知りませんでした。 どういう状況の障がいなのか、どこまでのことができるのかということが分からなかったら仕事を頼めないとは思いますが、その方は初めから業務ができているように見えたので、障がいがあるということにも気付きませんでした。障がいの情報共有は必要最小限に留められているという現状です。それが良いのか悪いのかという問題はありますが、考え方として、情報共有を必要最小限に留めることが本人への配慮と捉えているのかもしれない。
狩野委員	障がいのある方ばかりを集めて指導するというのは、いかなかなという感じがします。専任支援員の方は一人ではいけないということですね。
(事務局)本多課長補佐	現状は専任指導員がいませんので、配属先に任せている状況ということになると思います。配属先職員も障がいに詳しくはないので、意思疎通がよくとれていないなど様々な弊害が出て、お互いに負担感を感じるようであれば、結局本人の離職につながってしまいます。提案は、専門的に支援できる人が対象者全員をみるということで、1か所の所属に集めるということではありません。
狩野委員	専任指導員が皆とつながっていて、職場と雇われた方とをつないでくれたり、お互いの負担感を解消できる可能性があるということですね。職員の方にも研修をして理解を深め、お互いに分かり合うことで助け合う方が良いと思います。どこまで情報共有できるか分かりませんが、黙っていることはかえって差別的な気がします。

発言者	発言内容
増田委員長	相手のことを分かっていた方が支援できると思います。知らなかったら「何でこのくらいできないの」と感じたり、お互いに反感が生じるのではないのでしょうか。 ほかに御意見がなければ、次の提案番号4について説明してください。
(事務局)本多課長補佐	(提案4「人事異動に伴う事務引継ぎ」について説明) 【現状】 ・ 現行の様式では詳細な事業内容を網羅しきれないため、具体的な業務手順については、各職員が任意様式で資料を作成し、補足しているのが実情である。 【改善すべき内容等】 ・ 任意様式であるため、担当者によって情報の密度に差がある。 ・ 資料が不十分な場合、口頭中心の引継ぎとなり、年間スケジュールや経緯、留意事項等の伝達漏れの発生、後任者の業務の全体把握の遅れを招く。 【改善による効果】 ・ 所管事務単位で最低限記載すべき項目を定義した補足資料の参考様式を導入・配布することにより、後任者が早期に業務の全体像を把握できる。 ・ 伝達漏れや着手の遅れ等によるトラブルを未然に防止できる。 【提案する改善策等】 ・ 事業の内容や年間の工程、留意事項などを必須項目として書く。 事務の引継ぎはどこまで引継ぎ書に記載するのかのルールがないため、人によってその完成度が様々です。引継書に記載すべき最低限の事項を統一しておくことは必要ですが、これと併せて、文書の管理の徹底、業務マニュアルの整備などを普段から行うことで、異動時の限られた時間内での引継書の作成に十分対応できるよう準備しておくことも必要です。
増田委員長	事務の引継ぎの方法という役場内部での検討を要する案件ですけれど、ただ今の説明について質問等はありませんか。
稲田副委員長	銀行では所定の引継書が決められていますが、役場はそれがないのですね。

発言者	発言内容
(事務局)本多課長補佐	正直申しますと、引継書の作成は人それぞれで、決まっている様式は引継書の頭につける様式1枚だけです。そこには懸案事項なども書くようにはなっていますが、そこだけでは書ききれませんので、別紙を付ける職員がほとんどだと思います。その別紙の方が大事なのですが、やはりきちっとしている人は後任に支障がないように詳細に作成してくれます。その引継書が次の引継ぎにも使えたりするのですが、事務の内容に変化が生じることがありますし、役場の場合、自分の業務が後任者に全て引き継がれるとも限りません。例えば私が異動するので後任者に引き継ぐというときに、私が持っていた仕事をそのまま引き継ぐと後任者の負担になりますので、係内の他職員に分散することがあります。そうすると、自分が引き継いだ引継書がそのまま次の後任者には使えませんので、新たに引継書を作成することになります。 きちっと作成された引継書があれば、それをブラッシュアップしながら代々引き継いでいけば良いと思いますが、必要最小限しか記載しない職員もいますので、引継書に記載する内容を定めて、誰が作成しても後任者が困らないようにしようという提案だと思います。
高川委員	引継書がないことに驚きました。住民対応もある仕事ですし、すごく大切なことのような気がします。手探りで仕事をされているのかと思うだけで、ドキドキします。
稲田副委員長	同じ庁舎に前任者がいるからすぐに聞けるという環境も影響しているかもしれませんね。銀行の場合、前任者とは遠距離になるので、頻繁には連絡が取れないことが普通です。
増田委員長	ほかに御意見はありませんか。なければ、次の提案番号5について説明してください。
(事務局)本多課長補佐	(提案5「リモートワーク及びスマホでの共有化」について説明) 【現状】 ・担当職員にしか業務内容が分からず、出張や遠出、休みの際に業務が滞ってしまうことがある。

発言者	発言内容
	・仕事そのものは可能だが、家族の対応や環境により休みをとらなければならない状態の場合に業務が滞る。 【改善すべき内容等】 ・担当職員しかできない業務が存在している。 ・業務を課内で全て共有するには困難がある。 【改善による効果】 ・家や旅行先などで業務を進めることが可能となる。 ・スマホでのメール共有化により、出先での情報共有をすることができるようになる。 【提案する改善策等】 なし
増田委員長	この提案についても役場内部で検討する案件ですが、ただ今の説明について質問等はありませんか。
高川委員	質問ではありませんが、意見を言っていていいですか。これは絶対駄目だと思います。コロナがはやった時のようなりモートワークは当然導入されるべきだと思いますが、休みを取るときにその人しか分からないからといって仕事するなど絶対してはいけないと思います。今の時代には良くないことではないですかね。 実は私は個人の携帯と職場の携帯を持っていて、インスタグラムもホームページもアップしています。このように仕事している私が言うのもおかしいですけど、その人がいなくてもほかの人が業務内容を引き継いで仕事ができるべきだと思いますし、そういうふうなシステムを作るべきです。 この提案は仕事に熱心な人が書かれたのだらうと思います。が、今の時代、その人にしかできない業務というものが存在したら駄目なのではないですかね。
(事務局)本多課長補佐	確かにそうですね。ただ、属人化ではありませんが、私と上田主査の二人で言いましても、同じことをお互いができるかといったら無理なのです。それぞれ業務の担当という考え方が役場にはあって、主担当者の副査として私が就いているということはあるのですが、主ではないのでその仕事の知識が主担当者ほどありません。その業務に対しては、主担当者が不在のときに住民の方に迷惑がかからないように受付をすることなどはで

発言者	発言内容
狩野委員	きても、処理まではさすがにできないという状況です。 そういったことを解消するために複数担当者制度を導入している自治体もありまして、同じ業務を複数の職員がするというものです。一方に何かあっても他方が処理できるという形を導入するわけですが、それは人的にも財政的にも体力のある所でないとできない話でして、愛南町のような規模では難しいかもしれません。 ただし、一番は町民の方に支障が出るようなことがあってはいけないので、ほかの職員が手続できるようにするということは共有しています。高川委員におっしゃっていただいたように、この提案者は責任感から外でもできるようにしてもらえたら、家からでも旅行先からでも少し確認しますよというような意味で提案したのだと思いますが、私もそれは休みにならないので、そういうことをする必要はないと思います。ただ、以前はコロナなどの感染症に感染したら体は元気でも解熱から5日間出勤できませんでした。そういうときに、もし家から作業できる端末があれば、少しでも仕事を進めることで自分自身も復帰したときの負担が減るし、周りへの配慮も気にしなくてよくなるといった限られた場合には活用できると思います。また、出産直後でフルでは復帰できないけれど、家で子供をみながら仕事をするという方法でもよければ職場とつながる端末を使って仕事をするということも世の中ではしているようです。
	コロナの時は会社に行かなくてもいいから地方に拠点を移して、そこで仕事をしてたまに都会に帰るといったスタイルをとった方もたくさんいらっしゃいましたよね。それを考えると、このリモートで仕事ができるというシステムを構築することは、働き方改革の一部にもなって良いのではないかと私は考えました。 提案に旅行先が入っているので、休みの間にやろうとしているということも含まれていますが、例えば子育てで子供が熱を出したので自宅でみているだけでいいけれど、少しでも仕事を進めたいとか、そういうことを言っているのかなあと感じました。
	この提案の中ではリモートワークを掲げておきながら仕事としてするものと休暇の間にすることとが含まれていますので混

発言者	発言内容
(事務局)本多課長補佐	乱してしましますが、当然リモートワークは基本的に仕事ですから、育児や介護の場合にするものも出勤と等々の扱いにならないとおかしいですね。 行革コメントの欄に「勤退管理が難しい」と記載していますが、職員がリモートワークをした場合に、例えば何かの完成を目的とした仕事なら完成品を提出すれば仕事していたことになるかもしれませんが、役場ではそういう仕事がなく、私たちが役場に出勤して7時間 45 分働いているのと同じだけ自宅で仕事しているかを確認することが難しいという意味です。もう性善説任せになるかもしれませんが、そこまでして導入に踏み切るのかということがまずありますが、実は今年度リモートワークの導入のために動いています。正に介護や育児の面でのリモートですので、「明日は家から仕事します」というようなものまで認めるのではなくて、事情がある職員が家から働けるというシステムを整えようとしています。 ただ、役場の仕事でリモートが可能なものはあまりありません。窓口対応が必要な事務はまず無理ですし、個人情報を持ち出せないし、個人情報でなくても庁舎外への書類の持ち出しを禁じています。ですので、リモートワークでは書類を何も持たずに家でやることになりますが、今整えようとしているシステムは、役場で立ち上げた個人端末にリモート専用端末で自宅からアクセスして、専用の回線でセキュリティーを担保して役場の端末を操作するという形です。ただし、基幹系システムにある介護、福祉、障がいの分野や税の分野といった個人情報にはアクセスできませんので、それらを見ずに家から何ができるのかを考えると、例えば今日の会議の会議録を作るというくらいしか想像できません。自治体にリモートワークを適用させるのはなかなか難しいと思います。
稲田副委員長	係でジョブローテーションはしていますか。
(事務局)本多課長補佐	していないと思います。
稲田副委員長	同じ課内で皆が順番に業務を変えていけば、数年後は全ての係の業務が頭に入るといふふうになると思うのですが。

発言者	発言内容
(事務局)本多課長補佐	係の異動は所属長の権限で許される部分とできない部分がありまして、係長級以上の役職が付いている職員はその係から外せません。例えば私は行政係ですけど、途中で地域情報係になるということはできないのです。私には行政係として任命が下りていますので、所属長でも変更はできません。ただ、係長より下の主査や主事であれば、所属長判断で係を変えることは可能です。 一番は町民の方に迷惑がかからないようにすることですので、少なくとも窓口対応は担当者がいなくてもできるように、今日担当者がいないから明日来てくださいということがないようにするようにしています。
増田委員長	ほかに御意見がなければ、次の提案番号6について説明してください。
(事務局)本多課長補佐	(提案6「産前産後休暇、育児休業取得の際の欠員問題」について説明) 【現状】 ・職員が産前産後休業、育児休業に入る場合、新たな会計年度任用職員の採用、欠員のまま所属内での事務分担、他部署からの一時的な応援措置などの対応がとられる。 ・これにより、業務が特定の職員に集中し、所属内の職員への負担が増大する。 【改善すべき内容等】 ・所属職員の事務負担が増大し、業務の質の低下や時間外勤務の増加につながる。 ・事務引継ぎに対する不安や心理的負担が大きく、安心して休館休業とりづらい要員となっている。 ・特に男性職員の育児休業取得においては人員補充又は人員代替が難しいケースが見られる。 【改善による効果】 ・休業取得者が安心して産前産後休業、育児休業を取得できるようになる。 ・業務の引継ぎが円滑となり、業務の質の維持が期待できるほか、時間外勤務の抑制にもつながる。 【提案する改善策等】

発言者	発言内容
	・産前産後休業又は育児休業に入る予定がある場合は早期に面談を行い、休業時期や業務内容を共有すること。 ・休業開始前に一定の引継ぎ期間２か月程度を確保し、同時に勤務できる体制を整える。 ・比較的繁忙度の低い職員の応援配置を活用する。 ・特定の職員に業務負担が集中しないよう調整する。 育休等の休業者が出ると、特に少人数の部署や専門職では影響が大きく、担当者しか知らない業務が多い場合は業務の形態が発生し、住民サービスに影響が生じやすくなります。また、休業者の業務を他職員が分担するため、超過勤務の増加、モチベーションの低下、休暇の取得困難などが生じる可能性があり、制度上は取得しやすくなっているにもかかわらず周囲への配慮から安心して休業できないといった問題があります。
増田委員長	これについても役場内部で検討する案件ですが、女性の委員もいらっしゃいますので、産休、育休に関するただ今の説明について質問等はありませんか。 事務のマニュアルなどがきちっとあれば良いと思いますが。
狩野委員	よく仕事をする人の方がより取りにくいように感じますね。
(事務局)本多課長補佐	教員の場合は授業の関係があるので早めに報告すると聞いたことがあるのですが、役場は本人がタイミングを決めていると思います。母子手帳を交付してもらったら必然的に分かることではあるので、そういう時期まで言わないような気がします。流産を恐れて安定期まで黙っている人もいます。
稲田副委員長	業務マニュアルを整備して、そのマニュアルを業務内容の変化に適宜対応して更新して、常に最新のものにしておけば、担当者が産休になってもそれを見れば分かるようになると思うのですけれど。
(事務局)本多課長補佐	言い訳になりますが、日々の業務に忙殺されてそういうマニュアルを作る余裕がないという所属もあると思います。
稲田副委員長	そういうものを専門で作る部署はありませんか。法務課などはあるのですか。作成したものが法的に正しいかどうかを顧問

発言者	発言内容
(事務局)本多課 長補佐	弁護士と相談するような感じですか。 専門の部署はありません。また、条例や規則を作るに当たって顧問と話すことはありません。私たちがやっている事務自体が法律や条例、規則に則ったものですので、これが適法かどうかという確認はそもそも必要がないと思います。 例えば介護の分野でしたら介護保険法がまずあって、介護保険法を受けて町の介護保険条例があって、そこにできること、できないことなどが書いてありますが、常に法律を見ながら事務をするというわけではなく、もっと頭に入りやすい概要版などを基に事務を行っている感じで、それが引継書には生かされています。
稲田副委員長	A I を使って内容を要約するなどはありますか。
(事務局)本多課 長補佐	生成A I はあまり使っていないと思います。今やっと業務でも使えるようになってきていますが、実はいろいろと問題がありまして、一番のネックはネットワーク回線です。愛南町はよそに漏れてはいけない個人情報などがあるので、インターネット環境につなげるときは仮想インターネットという基幹系とは分離した環境から外部につながるようにしているのですが、この通信がとても重くて、チャットG P Tなどの無料版をインターネット回線で使おうと思っても速度の問題で一度に多くの接続ができません。
稲田副委員長	それは相当きついですね。うちの支店のパソコンは、もうネット回線につながっていません。
(事務局)本多課 長補佐	ネット専用の端末でもあればそれを使って無料版を利用できるのですが、多くの職員は自分のスマートフォンで生成A I を利用していると思います。 今年度、L G W A N 環境という官公庁しかつながらないネットワーク回線があるのですが、L G W A N 環境からチャットG P TやG e m i n i を利用できるツールを導入する予定でして、導入後は職員が自分の端末から利用できるようになるので、生成A I の活用が進むと思います。

発言者	発言内容
稲田副委員長	やはり楽ですから、是非使うべきだと思います。
(事務局)本多課 長補佐	そうですね。生成A Iについては県と市町で構成するD X推進協議会があるのですが、そこから専門官を無償で利用できる方法がありまして、その方から生成A Iのことなどを教えてもらいました。管理職は専用タブレットを1台ずつ持っていて、キャリア回線でネットを利用できますので自分のタブレットを利用して生成A Iを活用する講習を専門官から受けています。
高川委員	A Iは使わないと仕事にならなくなっています。一般の会社などは使うことが当たり前になっていますよね。
(事務局)本多課 長補佐	今年度からD X推進室という部署ができて、そこが町のデジタルの活用を牽引していくことになりますので、いろいろと組んでいくと思います。 この後の提案でもD Xのことがありますので、そこでお話しさせていただきます。
増田委員長	ほかに質問がなければ、次の提案番号7について説明してください。
(事務局)本多課 長補佐	(提案7「リフレッシュ小休止制度の導入」について説明) 【現状】 ・勤務時間内の休憩は制度として整理されていないため、職員間で受け止め方に差が生じている可能性がある。 ・小休止の在り方を整理し、誰もが気兼ねなく短時間リフレッシュできる環境を整えることは、一定の意義がある。 【改善すべき内容等】 ・小休止が慣例運用であり明文化されていない。 ・喫煙者と非喫煙者の間で実質的な取得機会に差がある。 ・午後の集中力低下による事務ミスの潜在的リスク ・所属や個人ごとの運用にばらつきがある。 【改善による効果】 ・短時間休憩による集中力の回復 ・ヒューマンエラーの抑制 ・休憩をとることへの心理的な安心感の向上

発言者	発言内容
	・職員間の公平性の確保 【提案する改善策等】 ・軽い体操、散歩、瞑想、喫煙などのリフレッシュ行為のための小休止制度の導入 業務中の小休止は業務効率や集中力の向上が図られる一方で、職員が勤務時間中に休憩している姿を見た住民から怠慢だと誤解されるおそれや窓口業務など小休止を取りにくい職員もいることから、公平性の確保が難しいといった問題点があります。 現在、役場で休憩としてはっきりしているのは、10時と15時の喫煙タイムがあります。その時間しか喫煙者はたばこを吸えないという運用をしています。ただ、たばこを吸わない人は喫煙タイムを休憩タイムとして休むという運用ではありませんので、たばこを吸うか吸わないかで休める休めないに分かれていることに違和感を感じて、制度として知らしめてはどうかという提案だと思います。 増田委員長 この提案についても役場内部で検討する案件ですが、ただ今の説明について何か質問等ありませんか。 狩野委員 休憩は必要です。私はこの炎天下に外で作業をした時に、日陰で休憩をして水を飲んだ後には元気が出ました。休憩がいかに大事かというのを本当に痛感しました。 高川委員 住民の目に触れない場所というか、食堂以外にリフレッシュする場所は庁舎にありますか。 (事務局)本多課長補佐 男女それぞれの更衣室に和室の休憩スペースがあります。 高川委員 この会議室は景色も良くてすごく気持ちいいです。リフレッシュに使っていい部屋があればそこで簡単な体操もできるだろうし、気分も変わるだろうと思うのですが、職員が窓口の近くに座って「私、今休憩です」とするのは困難だと思いますので、場所があるのかなと思ってお聞きしました。 (事務局)本多課 休憩用に利用できる部屋はありません。この会議室も、今日

発言者	発言内容
長補佐	はほかの会議室が取れなかったのでお借りしたのですが、ここは議員協議会室なので本来議員さんしか使えません。
狩野委員	部屋でなくても、空いたスペースなど工夫をすればできると思います。
高川委員	愛南町のために一生懸命働いてくださっている職員の方にリフレッシュタイムを取ってほしいです。
増田委員長	一斉に休憩に入るのは難しいと思いますので、時間を分けるなどをして休憩してもらったら良いと思います。 ほかに御意見がなければ、次の提案番号8について説明してください。
(事務局)本多課長補佐	(提案8「投票所の適正配置と移動期日前投票所の導入による選挙事務効率化」について説明) 【現状】 ・人口減少や高齢化の進行により有権者数は減少している一方で、投票所の設置数や運営体制は従来の体制のまま維持されている。 ・長時間開場しているにもかかわらず投票者数が極めて少ない投票所も存在しており、投票所の設置規模に対して利用状況が見合っていないケースも見受けられる。 【改善すべき内容等】 ・投票者数が数十人又は数人程度にとどまるケースがある。 ・投票者数が少ない投票所であっても、一定規模の体制が必要となるため、職員負担が大きい。 ・過去の行政区画を前提とした投票所配置が現在の人口分布や利用状況と必ずしも一致していない可能性がある。 【改善による効果】 ・職員配置の効率化を図ることができる。 ・人件費、施設使用料、資機材準備等の経費削減につながる。 ・職員の負担軽減が期待できる。 ・移動期日前投票所の導入を併せて検討することで、投票所までの移動が困難な高齢者等の投票機会を確保することもできる。 【提案する改善策等】

発言者	発言内容
	・投票所利用状況を分析する。 ・人口減少に対応した投票所の適正配置を図る。 ・移動期日前投票所の導入を検討する。 ・総務省においても、車両等を活用して巡回する移動期日前投票所の取組が全国で実施されており、投票機会の確保に有効な手法とされている。 投票所の集約は、経費の削減、選挙事務従事者の容易な確保などのメリットがある一方で、投票の経緯を軽視しているといった意見や、自家用車などの移動手段を持たない住民の反発が予想され、集約後の投票率の低下も懸念されますが、特に国政選挙においては、それ以外の選挙に比べて配置する職員数が多くなるため、既に人員の確保が困難となっています。
増田委員長	この提案について、投票所の減少は住民にも影響がある案件ですが、質問等はありませんか。
徳川委員	場所によっては朝から晩まで数人しか来ない投票所もあるようですが、なくしてしまうと問題があると思いますので、実際の状況の分析と併せて移動期日前投票所を検討すると良いと思います。
高川委員、狩野委員、内田委員	私も賛成です。
増田委員長	ほかに御意見がなければ、次の提案番号9について説明してください。
(事務局)本多課長補佐	(提案9「統計調査員確保における連携体制」について説明) 【現状】 ・統計調査員の確保が年々困難になっている。 ・現在は本庁担当課が個別に電話や訪問で依頼している状況で、顔を知らない方への依頼も多い。 【改善すべき内容等】 ・本町は行政区域が広く、地域ごとの実情把握に限界がある。 ・調査員を確保できなかった地域では町職員が対応することになっているため、負担が大きい。 ・顔や年齢が分からない状態で依頼すると、調査員業務が難し

発言者	発言内容
	い方を任命してしまう可能性もある。 【改善による効果】 ・調査員確保の効率化・安定化 ・担当課職員及び支所職員の負担軽減 ・地域に精通した人材確保の実現 ・統計調査業務を滞りなく実施できる可能性の向上 ・職員による代替対応の抑制 【提案する改善策等】 ・支所ごとに一定の調査員確保への協力を依頼する。 ・支所職員が地域の実情を踏まえ、候補者へ声掛けをする。 統計調査員の業務は若年層や現役世代は仕事の両立が難しく、高齢者の調査員が多くなりがちであり、人口規模が小さい愛南町では毎回同じ人に依頼せざるを得ないといった状況にあります。 また、訪問型調査の在り方についても問題がありまして、不審者対策意識から訪問を警戒される、個人情報の提供を嫌がられるなどの理由からも調査員の成り手不足につながっていると思われます。
増田委員長	この提案については役場内部で検討する案件ですが、ただ今の説明について質問等ありませんか。
内田委員	質問ではありませんが、やはり調査するときは地域の住民によく知られている人がいいと思います。
高川委員	内田委員のような方が調査員になるのが適任で、例えば内田委員のエリアに私が調査員として行ったときは「あなた誰」になりますよね。
(事務局)本多課長補佐	調査員の詳細な実情が分かりませんが、手を挙げてくれた人を任命するしかない状況を、支所であればその区域に顔が知られた調査ができる方を知っている可能性があるから支所にも担ってもらえないだろうかというような、実務的な内容の提案だと思います。
狩野委員	民生委員をされている方は地域の人に知られていますから、良いと思います。

発言者	発言内容
増田委員長 (事務局)本多課長補佐	ほかに質問がなければ、次の提案番号 10 について説明してください。 (提案 10「A I 活用を前提とした人材育成の推進について、A I 時代における職員スキル格差の解消と業務効率化」について説明) 【現状】 ・近年、A I 技術が急速に発展しており、文書作成、要約、情報整理などの分野において、行政事務への活用が現実的なものとなっている。 ・限られた人員で行政サービス水準を維持するため、A I を業務に活用することは不可欠である。 ・A I や I C T を業務で活用できる職員と、操作や活用に不安を感じる職員との間にスキル差が生じており、同一業務であっても処理時間や成果に大きな差が生じることが懸念される。 ・人材育成の観点から組織的に対応する必要性が高まっている。 【改善すべき内容等】 ・A I 活用が個人任せになっており、組織としての活用方針が明確でない。 ・A I を使える職員に業務や相談が集中し、属人化が進むおそれがある。 ・A I を使えない職員が業務上不利になり、新たなスキル格差が生じる可能性がある。 ・人材育成の中で、A I 活用が体系的に位置づけられていない。 【改善による効果】 ・業務処理時間の差の縮小 ・業務集中や属人化の防止 ・業務効率と行政サービス水準の維持 ・A I 活用の組織全体への定着 【提案する改善策等】 ・A I 活用を人材育成の正式項目として位置づける。 ・日常業務で活用できる範囲に限定して研修内容を整理する。 ・A I 活用スキルを段階的に整備する。 ・A I を活用した業務遂行を正式に認める。 ・A I を使えない職員を置き去りにしない育成設計

発言者	発言内容
	生成A I は、今後人口減少に伴い職員数も減少すると見込まれる中で、質の高い行政サービスの提供を維持する上でも必要となるツールです。人手不足の解消だけでなく、大量の資料や法令を整理した自治体の事例や比較分析を含めた政策立案の作成にも効率的に活用できます。 ただし、生成A I には誤回答を使用してしまうリスクや職員の能力低下への懸念などのデメリットがあり、これらを払拭できるよう運用のルールが必要だと思います。
増田委員長	この提案についても役場内部で検討する案件ですが、近年はあらゆる場面でA I の活用やデジタル化が進んでいます。ただ今の説明について御意見等ありませんか。
高川委員	A I を利用できる職員とできなくて不安を感じる職員がいると書いてありますけれど、これは当たり前のことだと思います。導入初期はどこでもよく起こる課題だとは思いますが、格差を埋めていくために全職員への研修や活用事例が共有できるようなものを作ると良いと思います。 使える人に頼むことはやめてほしいと思います。昔から忙しい人には忙しい仕事が回るという話もありますけれど、今は全員使えて当たり前ではないですかね。例えば東京都や奈良市などに全職員向けの利用環境が整っているようなシステムを使っているみたいですので、よその市町も参考にしながらA I を使ってほしいと思います。
徳川委員	事務的には信じていいのかと思うことがすごくあって、A I でも間違えるときはありますので、完全に信用しないで参考程度に扱えば良いと思います。 私が一番早くてすごいなと思うのは、例えばいろいろなアンケート調査などを入れたときに、分析がとても速いです。自分でやってみて自分で考えることも大事ですが、A I が全く的外れの結果を出せばそれを採用しなければいいだけの話なので、マニュアルを作るなど必要な準備をきちんとすればいいのかなと思います。
高川委員	何かポスターを作りたいと思ったときにチャットG P Tを使うとあっという間にできます。先ほど徳川委員が言われていた

発言者	発言内容
稲田副委員長 (事務局)本多課長補佐	ようなものも検討して、職員の負担軽減のため是非活用していただきたいと思います。 研修をするとしたら、業務時間中ですか。 研修は業務時間中でなくても、やり方はいろいろあると思います。高知県の黒潮町ではこういうD X関係が進んでいて、そこではまず有志を業務外の時間に集めて勉強会という形から始めたと聞きました。逆に、業務時間中に研修をするという方法もあるのですが、D X推進室ができましたので、デジタルに苦手意識を持っている職員の意識を変えるためにも、まずは研修が必要だと思います。 ただ、徳川委員がおっしゃったように、誤情報は確かにあります。例えば「法律の根拠条文を添えて回答して」などと入力すると、誤った条文を引っ張ってくることがあります。なぜかという改正前の条文がネット上にあるからで、今は改正されてそうっていないのにA Iはそれを引用して回答するので、鵜呑みにしては駄目だと思っています。 A Iの回答の裏づけは確認した上で正式な書類として使うといことは大前提で、そういうルールがないまま使用するというのは危ないと思いますから、そういった体制整備も踏まえて考える必要があります。
狩野委員	導入は賛成ですが、チェック機能はしっかりとしなければいけませんね。
増田委員長	ほかに御意見がなければ、最後の提案番号 11 について説明してください。
(事務局)本多課長補佐	(提案 11「災害対応力向上のための職員人材育成プログラムの構築」について説明) 【現状】 ・大規模災害が発生した場合、職員自身も被災者となる可能性が高く、全職員が無事に参集できる保証はない。 ・時間の経過に応じて行政に求められる業務が大きく変化する特徴がある中で、各部署に求められる役割や業務量も段階的に変化することとなる。

発言者	発言内容
	・職員自身も被災者となる可能性を前提とした災害対応の在り方を共有しておくことが重要である。 【改善すべき内容等】 ・全職員を対象とした体系的な災害対応研修は十分実施されているとは言えない状況にある。 ・職員間で理解度に差が生じている可能性がある。 ・自治体職員の災害対応能力の向上が重要視されている。 ・防災担当部署が業務や研修等を通じて得た知見を全庁的に共有し、組織としての災害対応能力を高める取組が必要である。 【改善による効果】 ・災害発生時における初動対応の迅速化が期待できる。 ・参集した職員による柔軟な対応や部署間の連携が円滑になる。 ・住民への対応の質の向上につながり、行政体制の強化が期待できる。 【提案する改善策等】 ・職員向けの災害対応人材育成プログラムを構築する。 ・町内の状況を理解した立場による実用的な研修を実施する。 ・新規採用職員への防災研修の取組なども効果がある。 災害対応力の向上には人材育成、実践訓練などを強化することが必要であり、全職員が一定レベルの災害対応能力を持つためには、防災専門人材の育成、実践的訓練の反復、デジタル技術の活用などにより、平時から災害に備える組織づくりが必要だと思います。
増田委員長	これについても役場内部で検討する案件ですが、職員の災害対応能力は住民にとって無関心ではいられませんので、ただ今の説明について御質問等があればお願いします。
稲田副委員長 (事務局)本多課 長補佐	各部署ごとのBCPはあるのですか。 全体のBCPはありますが、部署ごとの細かいものはないと思います。提案者は、災害時には職員全員が来られるわけではないから他部署の役割もできるように、皆で災害対応能力を高めておこうという提案だと思います。
稲田副委員長	災害時の被害の現地確認の部署というのは、例えば建設課と

発言者	発言内容
(事務局)本多課長補佐	かにするとその職員が参集できなければ見に行けない可能性がありますよね。ですから、そのエリアに住んでいる職員が確認に行くのが一番確実ではないでしょうか。 地域ごとでいいますと、各支所の職員がそのエリアをまずフォローしますので、本部としては本庁の建設課が担当だったとしても支所の職員が対応することもあると思います。 私はあまり防災対策の内容に詳しくないのですが、役場だけでなく消防団などと普段から災害の現地確認をした画像を共有するようなシステムがあるかもしれません。以前はそれをLINEでしていたらしいですが、今は別の専用ツールを使ってやっている可能性がありますので、そういった地域の力や自主防災組織の力を借りながら、いざ災害が起きたときには報告が集まるような体制をとっている可能性はあります。
内田委員	地区の防災対策には相当な格差があるそうですが、海岸端は避難訓練などを結構厳しくやっていました。夜間避難訓練もやっています。 住民の中には、防災グッズの購入に補助があることを知らない人もいるのではないのでしょうか。
狩野委員	地域ごとに避難訓練の実施状況を競わせたら面白いかもしれませんね。 職員は、自分たちが被災しながら地域住民にどうやって力を貸すかというところが問題になっていくわけですね。石川県の正月の地震の時も、自分も被災しながら地域の人を助けたり、今回の熊本地震もそういう人がいましたので、愛南町もそうなるのでしょうか、そのときに具体的に自分はどうするのかを考えておくことが大事ですね。
稲田副委員長	職員の安否確認ツールはありますか。
(事務局)本多課長補佐	特にないです。自分たちで連絡用のLINEグループを作ったりはしているかもしれませんが、専用の連絡ツールはありません。
稲田副委員長	そういうものがなければ、誰をどこに派遣するかなどを決められないと思いますけれどね。

発言者	発言内容
(事務局)本多課 長補佐	実際には役場にたどり着けないということが起こり得ると思いますので、そうなったときに、どう連絡を取るのか、集まった職員だけでどう対応するのかは考えておく必要がありますね。
稲田副委員長	セコムが提供する専用ツールがあつて、私たちはそれを使っています。安否確認の機能もあれば、例えば扶養親族の申請ツールなどもあつて、多機能で使えるツールですよ。
(事務局)本多課 長補佐	そうですか。参考にさせていただきます。
増田委員長	ほかに御意見はありませんか。
全委員	(意見なし)
(事務局)本多課 長補佐	すみません委員長。既に長時間にわたっていますので、議事の(4)以降は第2回の委員会で協議させていただいてもかまいませんか。
全委員	(了承)
増田委員長	それでは、(4)からは次回の第2回での協議ということで、本日の協議は終わりとします。ありがとうございました。 最後に、事務局から連絡はありませんか。
(事務局)本多課 長補佐	(第2回委員会の日程調整について説明) 次回は提案内容の担当所属の意見を含めた資料を用意して協議していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。 (閉会)